

新居浜工業高等専門学校防火・防災委員会規程

平成21年6月1日規程第3号
最終改正 令和5年1月17日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校運営組織規則第21条の規定に基づき、火災及び大規模な自然災害への備え、また、その被害を最小限にとどめるための防火・防災業務の効果的な計画の立案及び推進を図るため、防火・防災委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、定期に開催し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
- (2) 自衛消防組織の運用体制・装備等に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 学生・教職員に対する意識の啓発に関すること。
- (5) その他防火・防災に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（総務企画担当）
- (3) 防火・防災管理者
- (4) 事務部長
- (5) 教務主事，学生主事，寮務主事，専攻科長
- (6) 総務課長，学生課長

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副校長（総務企画担当）がその職務を代行する。
- 4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が定める。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

附 則（令和5年1月17日一部改正）

この規程は、令和5年1月17日から施行する。